

JIS

自動車懸架装置用語

JIS D 0111-1992

(2006 確認)

平成 4 年 2 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 4.2.1

官 報 公 示：平成 4.2.12

原案作成協力者：社団法人自動車技術会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車航空部会（部会長 佐々木 紫郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車懸架装置用語

D 0111-1992

Glossary of terms relating to suspension of automobiles

1. 適用範囲 この規格は、自動車の懸架装置に関する用語について規定する。ただし、二輪自動車関係の用語は除く。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 0101 ねじ用語

JIS B 0103 ばね用語

JIS D 0104 自動車の主要装置用語

2. 分類 用語の分類は、次のとおりとする。

(1) 懸架装置一般

(2) 懸架方式及び形式

(a) 懸架方式

(b) ばね形式

(3) 構成部品

3. 用語及び定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、対応英語及び慣用語を参考として示す。

備考1. 定義欄の末尾の引用規格の番号に、*を付けてあるものは、引用した日本工業規格に規定している用語の定義を、更に限定したものである。

2. 用語の下に()を付けて示してあるものは、読み方である。

3. 慣用語は、今後できるだけ使用しないこととする。

(1) 懸架装置一般

番号	用語	定義	参考	
			対応英語	慣用語
1000	懸架装置 (けんがそうち)	車体又はフレームと車輪との中間にあり、車体をばねで支え、路面からの振動及び衝撃を緩和するとともに、車体と車輪との相対位置を規制し、車輪に作用する力を車体に伝達する装置 (JIS D 0104*参照)。	suspension system	—
1001	車軸懸架装置	左右の車輪が1本の車軸で連結してある懸架装置。	rigid axle suspension system	ビームアクスル
1002	独立懸架装置	左右の車輪を1本の車軸で連結しないで、それぞれ独立に運動できる構造の懸架装置。	independent suspension system	—
1003	平衡懸架装置	特に車体の動きを制御するために、前後又は左右の懸架機構を関連させた懸架装置。	equalizing type suspension system	関連懸架装置、 相関懸架装置